

平成 30 年 6 月 28 日現在

機関番号：82693

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12311

研究課題名(和文) 地方自治体における消費者教育の専門的人材育成プログラム開発に関する実証研究

研究課題名(英文) Empirical studies on the educational program development of consumer education professional in the local government

研究代表者

柿野 成美(Kakino, Shigemi)

公益財団法人消費者教育支援センター・事業部門・研究員

研究者番号：50648110

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、地方自治体が消費者教育の推進体制を構築するために不可欠となる消費者教育の専門的人材に焦点化し、その育成プログラムの開発を実証的に行うことを目的とした。我が国の場合、教育行政と消費者行政の縦割り行政のために、両者が連携した推進が困難である。この場合、学校教育とのつながりを強化するために、教員経験者のような学校教育の成員性を持つ人材が効果的に機能していた。今後は、消費者行政にこの成員性を獲得する方法について、議論を深めていくことが有効である。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research was to focus on specialized human resources of consumer education, which is essential for local governments to build a promotion system for consumer education, and to empirically develop the educational program. In the case of Japan, it is difficult to promote cooperation between the educational administration and consumer administration because of the vertically divided administration. In this case, in order to strengthen the connection with school education, human resources with school education membership like school teacher experienced worked effectively. From now on, it is effective to deepen the discussion about ways to acquire this membership in consumer administration.

研究分野：消費者政策

キーワード：消費者教育 ミュニティ 消費者市民社会 縦割り行政 消費者教育コーディネーター 地方自治体 専門的人材 消費者教育の推進に関する法律 実践コ

## 1. 研究開始当初の背景

これまでの地方自治体における消費者教育推進に関する研究は、出前講座の担い手育成を強化する施策に関して課題整理を行った柿野(2008)や、消費者教育施策の全国的な数量分析をした色川(2011)のように消費者教育の施策に着目するものが中心であった。

ところが、平成24年に施行された消費者教育の推進に関する法律(平成24年8月22日法律第61号、以下推進法)翌年に閣議決定された基本方針では、地方自治体への「消費者教育コーディネーター」の設置など、行政内部の新たな枠組みの構築を求めている。その背景には、推進法の理念である消費者市民社会の実現に向けた各種施策の実施には、従来のように消費者被害防止の出前講座のみでは不十分であり、多様な主体との連携・協働が欠かせない、という理由がある。

消費者行政の担当職員は当然異動があり、加えて、自治体規模が小さくなれば兼務が常態化している。このため推進法施行以前から一部の自治体で、行政職員の他に「消費者教育の専門的人材<sup>1</sup>」(コーディネーター、消費者教育相談員、啓発員等)を配置しているが、この実態については未だ学術的に解明されていない。そこで本研究では、その実態を明らかにし、さらに専門的人材を全国に広げていくプログラム開発を実証的に行うことにより、行政内部の新たな枠組みの構築に寄与すると考え、本研究の着想に至った。

## 2. 研究の目的

本研究は、推進法に基づいて地方自治体が消費者教育施策を実施するにあたり、効果的で持続可能な推進体制を構築するために不可欠となる専門的人材に焦点化し、その育成プログラムの開発を実証的に行うことが目

<sup>1</sup> 消費者教育の充実のために専門的に働いている人材として「消費者教育の専門的人材」として位置づけている。なお、3人材はそれぞれに完全に独立している。

的である。

## 3. 研究の方法

次の3段階で研究を行った。

(1) 地方自治体に対するアンケート調査及び専門的人材に対するヒアリング調査による実態把握と専門的人材の資質の検討

調査時期：2015年7月(回収率：100%)

調査対象：都道府県、政令市、県庁所在市の消費者行政担当部局

(2) 海外(スウェーデン)における地方自治体における消費者教育の専門的人材の実態把握

調査時期：2016年9月7日~14日

調査対象：消費者庁及び地方自治体4市(カールスタッド市、イエブレ市、ヨテボリ市、ウブサラ市)、公立学校等

(3) 専門的人材を全国的に展開するための育成プログラムの検討と養成講座の試験の実施・検証(協力：独立行政法人国民生活センター)

調査時期：2017年11月28日

調査対象：(独)国民生活センター主催「消費者教育コーディネーター研修」(24名)

## 4. 研究成果

(1) 地方自治体に対する調査の結果、消費者教育の専門的人材は、都道府県15か所(33.3%)、政令市3か所(16.7%)、県庁所在市1か所(3.6%)で配置されていた。人員総数ベースで見ると、44人の確認ができた。

特に2010年以降に、消費者教育の専門的人材の配置が急増していた。名称は、「消費者教育啓発員」、「消費生活指導員」、「消費者情報発信員」、「消費者教育推進専門員」、「消費者教育コーディネーター」(2事例)、「消費者教育推進員」(3事例)、「消費生活啓発員」など、実に様々であった。

雇用形態は、特別職非常勤職員もしくは一

般職非常勤職員が多いが、中には全国消費生活相談員協会に委託する事例や、地方消費者行政交付金を活用し、臨時的任用職員として採用している事例もあった。

人材のバックグラウンドについてみると、教員経験者や校長経験者といった教育関係者を配置するケースが13事例あった。

バックグラウンドによって業務の内容が大きく異なり、教員経験者や校長OBは講師、教育委員会や学校等との連絡調整、教育教材の作成に従事し、学校における消費者教育の充実に向けて活動していた。

しかしその数は一部の地方自治体に限られており、特に、専門的人材を配置する地方自治体は、一般的に行政職員や消費生活相談員の人的構成面でも充実している傾向にあり、自治体間格差が一層深まることが懸念された。

(2) 地方自治が進み、分権的に消費者教育を推進する国の中でも、消費者市民社会の概念が発達している北欧諸国のスウェーデンに注目して、地方自治体における消費者教育にかかわる人材について調査を行った。

その結果、地方自治体では、消費者行政には「消費者アドバイザー」、環境行政には「エネルギーアドバイザー」と呼ばれる専門性を持った人材が存在し、それらの人材によって消費者市民社会を実現するという目的型の行政組織(実践コミュニティ)が設置されていた。

また、消費者教育推進に当たり、教育行政がその中心的役割、消費者行政が補助的な役割を担っており、専門的人材によって連携・協働を生み出そうとする我が国とは異なる推進体制をとっていることが明らかとなった。

(3)(独) 国民生活センターが実施する「消費者教育コーディネーター」研修において企

画段階から関与し、研修講師を担当すると共に、研修後のアンケート調査を実施した。

研修は1泊2日の宿泊研修であり、1日目は講義「消費者教育コーディネーターの必要性と求められる役割」、報告「消費者教育コーディネーターの活動報告」(2事例)、情報交換会、2日目はワークショップ及び発表・講評「消費者教育コーディネーターの役割を考える」といったプログラムで実施した。

研修には全国から参加があり、消費生活相談員が約半数を占め、行政職員3割、いわゆる消費者教育の専門的人材は2割程度となった。

受講者から最も参考になったプログラムは、「各地の実践事例」であり、自らの活動イメージを持つことができたようである。また、ワークショップにおいて、今後の活動について展望したことは、コーディネーターの重要性に改めて気づき、活動への動機づけができたようであった。

ただし、研修においては、参加者の属性が異なったため、立場による具体的活動の相違が生じていた。したがって、研修の募集段階において、例えば学校教育との連携など、消費者教育コーディネーターを配置する目的やその機能を明確化し、想定される参加者像を特定するなどの工夫も必要であると思われる。

(4) 民法改正による成年年齢引き下げにより消費者被害拡大が懸念されることから、国では「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を定め、2020年度までに「消費者教育コーディネーター」を全県配置することを決定している。しかし、人材配置については予算が大きな懸念材料となっており、この先に充実するかどうか不確かさを残している。

また本研究では、消費者教育コーディネーターのような専門的人材は育成できるとい

う立場で研究に着手したが、配置された人材はそのバックグラウンドに大きな影響を受けていた。特に、教育現場の成員性（membership）を持っていることが、学校や教育委員会のつながりを作り、広げていくことができるという点は重要である。この点に着目して今後は研究を深めていく必要がある。

（5）本研究は専門的人材の配置によって、消費者教育を充実させようとする地方自治体の実態を出発的としてきたが、本来的には子どもから成人まで消費者教育を受ける権利をどのように実現していくか、という推進体制の構築にかかわる根源的な問題を含んでいる。特に学校教育との連携のために、教育現場の成員性を持つ人材がどのような役割を果たし、連携・協働が生まれていくのか、全国の事例からそのメカニズムを詳細に解明し、全国各地で消費者教育の実践が生まれるための支援の在り方について研究を深めていくことも重要課題と言えよう。

今後は、この点に着目した人材配置及び推進体制の在り方について実践コミュニティ理論をベースに研究を深めると共に、学校教育との連携に特化した人材の研修プログラム開発を進めていきたい。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

柿野成美、地方消費者行政における消費者教育推進の人材に関する研究—質問紙調査にみる現状と課題、消費者教育 36 冊、1-11、2016年9月（査読有）

柿野成美、地域における消費者教育の実践と課題—地域協議会・消費者教育コーディネーターを中心に、現代消費者法、No.33、24-31、2016年12月

柿野成美、地方消費者行政における消費者教育推進の人材に関する研究—制度の生成をめぐる歴史的検討から—、消費者教育 37 冊、

2017年9月（査読有）

〔学会発表〕（計4件）

柿野成美、地方消費者行政における消費者教育の推進体制の課題—消費者教育の専門性をいかに確保していくか？、日本消費者教育学会第35回全国大会、2015年10月

Shigemi kakino, Takao Nishimura, Role of Consumer Counselors in Promoting Consumer Education in Japan, Asian Consumer and Family Economics Association, July 2016

Shigemi Kakino, The current condition and issues related to Japan's consumer education policy, International Federation for Home Economics, Aug. 2016

柿野成美、地方消費者行政における消費者教育に従事する人材に関する研究—制度の生成過程の検討から—、日本消費者教育学会第36回全国大会、2016年10月

〔図書〕（計4件）

柿野成美、他、新しい消費者教育—これからの消費生活を考える、2014、104

西村隆男編著、柿野成美、他、消費者教育学の地平、慶應義塾大学出版会、2017、355

柿野成美、中川壯一、西村隆男他、海外の消費者教育—ノルウェー・スウェーデン、（公財）消費者教育支援センター、2017、64

柿野成美、地方自治体における消費者教育推進の阻害要因と改善策に関する研究、博士論文（法政大学）、2018

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

柿野 成美（KAKINO, Shigemi）  
公益財団法人消費者教育支援センター  
総括主任研究員  
研究者番号：50648110

(2)研究分担者

中川 壯一（NAKAGAWA, Soichi）  
公益財団法人消費者教育支援センター  
総括主任研究員  
研究者番号：00648115

西村 隆男（NISHIMURA, Takao）  
横浜国立大学名誉教授  
研究者番号：40242375